

建設発生土の受入工事絞込評価基準及び利用調整事項

1 評価基準

項目	基準	配点
許可等の取得	必須	—
受入時期と搬出時期とのマッチング	必須	—
運搬距離（実走行距離）	10 km以下	5
	20 km以下	3
	20 kmを超える	1
	受入側が運搬を行う	15
受入量	搬出側発生土量以上	3
民間工事請負者決定	契約締結済み	10
周辺道路の整備状況	10 t ダンプでの搬入が可能	3
受入地付近の安全管理	交通整理警備員設置 1名以上	1
合 計		最大 32

注1) 許可等の取得（次の①から⑤に該当する場合のすべての許可等）

- ① 都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可
- ② 建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築確認
- ③ 「島根県土地利用対策要綱」第6条の規定に基づく開発協議
- ④ 土地区画整理法第14条第1項の規定に基づく許可
- ⑤ 上記①から④に該当しない工事において、必要とされる許可等

注2) 民間工事請負者評価の要件（次の①から③の全てに該当する場合に評価する）

- ① 元請業者又は下請業者（建設発生土を受け入れて造成工事を行う者は、1次下請までに限る）であること。
- ② 島根県の入札参加資格保有者（建設工事の種類は土木一式工事又はとび・土工・コンクリートに限る）であること。
- ③ 応募期間中に指名停止の処分を受けていない者。

2 利用調整事項

浜田県土整備事務所の事業担当課と被選定者が、次の（１）から（５）につき、確認・調整を行う。

（１）搬出工事現場確認

搬出工事現地にて、土質・性状を確認するとともに、土質試験結果、土壌成分分析結果等を確認する。

建設発生土砂を受入側で運搬する場合、搬出工事周辺状況及び運搬経路を確認する。

（２）搬入工事現場確認

搬入工事現地にて、地盤状況を確認するとともに、周辺状況及び運搬経路を確認する。

（３）仮置き場の確認

仮置き場を利用する場合は、建設発生土を適正に管理できる体制が整備されているかを確認する。

適正に管理できる体制は、次をいう。

- ① 工事発注者又は工事受注者（元請者又は下請け者）自らで監理している。
- ② 仮置き場に**第三者の侵入がなく**、搬入された建設発生土の土量を監理している。
- ③ 建設発生土を搬出工事ごとに堆積し、他工事の発生土砂と仕切りや空間の確保により混ざらないように管理をしている。

（４）工事間利用の具体的スケジュール調整・確認

搬出工期、搬入工期及び運搬経路・距離・時間・回転数（日運搬量）を詳細に検討し、工事間利用期間、土量、日最大土量を確認する。

（５）作業・費用・責任分担確認

利用調整に必要な作業をリストアップし、搬出工事、搬入工事それぞれの作業分担を確認する。

特に、土質性状が事前確認時と異なった場合の対応、施工後に搬入土質に問題が生じた場合の対応についても双方協議により確認しておく事が望ましい。